

平成25年第4回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成25年9月6日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第89号から議案第125号まで
(決算審査特別委員会の設置)
(決算審査特別委員選任の報告)
- 第 6 請願第3号から請願第6号まで、陳情第2号から陳情第5号まで、及び平成24年陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君

會計管理者	本	間	佳	子	君	總務課長	計	良	孝	晴	君
綜合政策長	大	橋	幸	喜	君	行政改革長	清	水	忠	雄	君
世界遺産長	石	山		勉	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興長	藤	原		淳	君	交通政策長	渡	邊	裕	次	君
市民生活長	川	上	達	也	君	稅務課長	原	田	道	夫	君
環境對策長	名	畑	匡	章	君	社會福祉長	笠	井		寬	君
高齢福祉長	佐	藤	一	郎	君	農林水產長	渡	辺	竜	五	君
觀光振興長	濱	野	利	夫	君	産業振興長	羽	生		靖	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道長	和	倉	永	久	君
學校教育長	吉	田		泉	君	社會教育長	小	林	泰	英	君
兩津病院長	塚	本	寿	一	君	選舉管理委員會長	安	藤	信	義	君
代監査委員	清	水	一	次	君	監査委員次長	高	野	博	明	君
農業委員會長	長		敏	宏	君	消防長	深	野	俊	之	君
危機管理幹事	本	間		聡	君	庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君
卜主	坂	田	和	三	君						

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壯	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今定例会の会議録署名議員は、17番、猪股文彦君及び19番、根岸勇雄君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。9月3日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から9月27日までの22日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、この後諸般の報告、行政報告、議案の上程を行い、質疑の後、常任委員会付託を行うわけですが、平成24年度決算の案件については、決算審査特別委員会を設置して同委員会へ付託します。その後、議長において決算審査特別委員の指名、正副委員長の互選結果の報告を行い、最後に請願等の委員会付託を行った後、本日は散会をいたします。なお、本日は午後1時から1時半までの間に議会報編集特別委員会を、本会議終了後に佐渡空港・小木航路特別委員会を開催いたします。会場は、お手元に配付した通知のとおりでありますので、それぞれご参集をお願い申し上げます。

次に、来週9日の月曜日は、午前10時から各派代表者会議を、午後1時30分からは議員全員協議会を開催いたします。この議員全員協議会は、小木・直江津航路に対する公的支援の問題について開催するものであります。本件に関しては、閉会中さまざまな状況の変化がありましたので、この際執行部から経過説明を受けるために開催するものであります。議員全員協議会終了後は、再び佐渡空港・小木航路特別委員会を開催いたします。

10日は、午前10時から観光対策等特別委員会を、午後1時30分から決算審査特別委員会を開催いたします。

11日から17日までが一般質問であります。質問者は15人です。

18日は、午前10時から新市建設計画等特別委員会、午後1時30分から各派代表者会議を行います。

19日は、午前10時から本会議を開き、追加議案の上程等を行います。追加議案は3件の予定であります。

いずれも今会期中に執行される入札の結果に基づく工事請負契約締結の案件であります。

19日午後から25日までの間、常任委員会の審査を行います。

25日は、3常任委員会終了後、各派代表者会議を開催いたします。

26日は、午後3時から常任委員会審査報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分をめぐりに議会運営委員会を開催いたします。

27日が最終日ではありますが、開会は午後2時からといたします。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

ここで閉会中の議会人事の変更についてご報告いたします。6月28日に新生クラブから4名の議員が退会し、7月1日付で新たな会派、政友会が設立されました。これに伴い、7月9日に各派代表者会議を開催して議会人事について協議した結果、新生クラブの駒形信雄君が議会運営委員を辞任し、その後後任として政友会からの報告に基づき、笠井正信君を委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたしました。以上は、議員各位には既に文書により通知済みの事項ではありますが、閉会中の事柄でありますので、念のため改めて報告したものであります。

諸般の報告は、以上であります。

日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成25年第4回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成25年第3回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第22号 専決処分の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第23号 平成24年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました金井小学校体育館移転改築事業と畑野地区統合小学校改築事業が平成24年度で完了しましたので、地方自治法施

行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第24号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するものであります。

報告第25号 平成24年度決算に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するものであります。

以上、報告事件につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第89号から議案第125号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第89号から議案第125号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第89号 専決処分承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億7,963万1,000円を追加をし、予算総額を534億4,031万6,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、7月の24日、27日及び7月31日から8月1日にかけて発生いたしました豪雨災害にかかわる災害復旧経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税を予算計上するものであります。

議案第90号 佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、個人住民税の寄附金税額控除における特例措置額の取り扱いの改正、住宅購入金など特別税控除額の適用期限の延長及び市税延滞金の割合の見直しについてであります。

議案第91号 佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、市税の延滞金の利率を引き下げる見直しが行われることに合わせて、市税以外の市の債権にかかわる延滞金の割合についても同様に見直しを行うため、該当する条例について一括して改正を行うものであります。

議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成25年度の税制改正に伴い、離島地域の産業振興を効率的に推進するため、一定の業種、資本金の規模の企業に限り、設備投資にかかわる取得価格の下限値を引き下げ、固定資産税の課税免除を適用させることによりまして、中小事業者を支援するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第93号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）であります。

本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号 公有水面埋立てに係る意見について（原黒・住吉地内）であります。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築及び侵食対策のための海岸護岸整備に伴う公有水面埋め立てについて、新潟県知事から意見を求められましたので、異議のない旨答申することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第95号 公有水面埋立てに係る意見について（小木町地内）であります。本案は、新潟県が実施する小木港中央埠頭の改良に伴う公有水面埋め立てについて、新潟県知事から意見を求められましたので、異議のない旨答申することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第96号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ21億4,764万6,000円を追加をし、予算総額を555億8,796万2,000円とするものであります。補正内容は、歳入では国の平成24年度補正予算において新たに創設されました地域の元気臨時交付金19億5,621万5,000円を予算計上するほか、地方交付税、国、県支出金及び繰越金などの増額計上と市債の減額計上、歳出では7月24日、27日及び7月31日から8月1日発生の豪雨災害にかかわる災害復旧事業に5億8,500万円を予算計上するほか、海拔がおおむね10メートル未満の集落に対し避難路を整備する安全・安心まちづくり事業に9,800万円や相川地区学校給食センターの建設事業の事業費の増額に伴う継続費補正などを予算計上するものであります。

議案第97号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ515万3,000円を減額をし、予算総額を72億979万2,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入予算については一般会計繰入金を減額するもので、歳出予算については人事異動などに伴う人件費を減額するものであります。

議案第98号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,663万4,000円を追加をし、予算総額を7億3,433万4,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第99号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,333万9,000円を追加をし、予算総額を81億7,093万9,000円とするものであります。主な補正内容は、24年度歳入歳出額確定による精算返還金の計上及び人事異動などに伴う人件費の減額を行うものであります。

議案第100号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,437万8,000円を追加をし、予算総額を10億5,327万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫補助金、一般会計繰入金、繰越金、雇用保険料納付金、簡易水道事業債の増額、歳出では人事異動などに伴う人件費、一般管理費及び建設改良費の増額であります。

議案第101号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,264万8,000円を減額をし、予算総額を31億305万2,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の減額及び諸収入の増額、歳出では人事異動などに伴う人件費の減額、漁業集落排水管理費の増額であります。

議案第102号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ64万4,000円を減額し、予算総額を3億5,635万6,000円とするものであります。補正内容は、給与改定や共済費負担率の変更などに伴う人件費を減額するものであり、また指定管理者との協定に基づくケーブルテレビ放送施設運営業務委託料について、債務負担行為を設定するものであります。

議案第103号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ312万3,000円を減額をし、予算総額を4億9,387万7,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費の減額であります。

議案第104号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,988万4,000円を減額をし、予算総額を5億7,521万6,000円とするものであります。補正内容は、歳出では人事異動などに基づく人件費を、歳入では前年度繰越金額の決定と人件費減による一般会計繰入金の予算補正を行うものであります。

議案第105号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ480万円を追加をし、予算総額を725万5,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の増額であります。

議案第106号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ140万4,000円を追加をし、予算総額を584万1,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の増額であります。

議案第107号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ132万5,000円を追加をし、予算総額を518万6,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の増額であります。

議案第108号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支において支出を493万7,000円の増額補正をするものであります。主な内容としましては、人事異動などに伴う人件費にかかわる補正であります。

議案第109号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について収入を202万5,000円減額をし、収入総額を15億4,197万5,000円に、支出を596万2,000円減額し、支出総額を13億1,703万8,000円とするものであります。また、資本的収支について収入を5,266万6,000円増額をし、収入総額を13億266万6,000円に、支出を4,923万2,000円増額をし、支出総額を18億7,043万2,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支では人事異動などに伴う人件費の減額と消費税及び地方消費税還付金の減額、資本的収支では企業債の減額、国庫補助金の増額、工事請負金の増額、出資金の増額、建設改良費の増額であります。

議案第110号から議案第122号までは、一括してご説明を申し上げます。議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第111号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第112号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、議案第113号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第120号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第122号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上13議案は平成24年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第123号及び議案第124号については、一括してご説明を申し上げます。議案第123号 平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第124号 平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、以上2議案については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度佐渡市病院事業会計決算及び佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第125号 平成24年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、平成24年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金3億8,544万4,760円のうち2億5,360万円を減債積立金に積み立て、残余を繰越すものとする事について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 昨日メディア各社が大きく報道されました河原田本町の消火栓のことについて、当然開会中でもあり、市民に対して行政報告の中であるべきだと思っておりますが、この後あるのなら結構ですけども、議長のほうにおいてお考えしていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） はい、わかりました。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川君。

○8番（中川直美君） 企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

先ほど提案理由の説明でもありましたが、税制改正に伴うものだというのはよくわかるのでありますが、甲斐市長も産業政策一生懸命で、雇用と産業一生懸命なものですから、お尋ねをしておきたいのですが、これまでこういったものの業種、産業別というか、そういったものが一体どの程度機能をしてきたのか教えていただきたいのが1点です。

2点目は、タウンミーティングあたりでも甲斐市長大分企業のことにも触れておりますので、今後こういったものに対応できるものはどのぐらいあると想定しているのか、まずちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 羽生産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

この改正条例でございますが、改正前の現行条例でございますけれども、製造業、旅館業、農林水産物販売業及び情報サービス業を含めてであります。改正前でございますが、投下資本の資本総額が資本金の規模にかかわらず1,000万円以上ということでございましたが、改正案につきましてはこの4業種、製造業及び旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業について資本金の規模を規定をいたしまして、投下資本の基本総額を規定したものでございます。したがって、資本金の規模を下げまして有利になったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が聞いたのは、この改正に伴って中身のこと聞いたのです。1つは、甲斐市長も産業政策、雇用一生懸命だし、この条例そのものでいうと本市の産業振興と雇用の拡大のための条例です。それで、これまでこういったものに対応された業種が幾つあったのか、そして今後の見込みはどうかということ聞いたのです。今あなたは、さっきの中身を再度繰り返しただけです。これまでどうだったのか、そして今後はどの程度を見込んでいるのかも含めて教えていただきたいということです。

もう一点は、では2回目なのでつけ加えますが、この条例そのものは新設、増設が対象ですよね。何言いたいかというと、深刻なこの不景気の中で今頑張っている業種に対する、これどっちかということ今言ったように本土から来るなりの企業誘致っぽいものと、あるいは中にある業種が新設、増設だから仕事を拡大というときのだけれども、ただ今頑張っている業種の中で雇用を維持して頑張っているというところに、そういったところにも着目をした、やっぱり今経済状況でいうと、いるのではないかと考えているのですが、これは市長の答弁になるかと思いますが、この2点お尋ねします。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 最初の質問の今までどうだったかということについては、課長に答弁、説明をさせます。

これからの問題であります、私自身6次産業化、農商工観連携、それから第二創業化ということ、3つのものをメインとして今各企業さんをお願いをいたしています。これメインは複合化でございます。そういう意味では、いろんなところでその芽が出てまいったということでございますので、小さな芽であってもこの事業等を使いながらこれからやっていくという点では大きなインパクト、インセンティブになるというふうに考えておりますので、これは大いにPRをしていかなければならないと思っております。

それから、議員のご指摘のように今複合で新たに第二創業とかという形ではなくて、今やっているものを元気で続けるというものについては、これはそれぞれのご努力でおやりになるわけであって、私は資金の対応だというふうに考えております。私どものこれは、税制改正があったわけでありましてけれども、次の新しい芽を出すためのインセンティブのためにこれを使うというところに重点的に置いていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

昨年度ということで、何件ということはこちらはちょっと把握しておりませんが、今後この条例を使って……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（羽生 靖君） はい。ちょっと資料持ち合わせておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長の積極的な産業施策、6次産業化とかというのはわかるのですが、今年度甲斐市政で佐渡の産業調査というのを課つくってやらせてるでしょう。やっぱりその中で、今これ把握していないこともちょっとびっくりしたのだけれども、甲斐市長が言う芽出し云々というのもよくわかるのだけれども、芽を出してももう枯れそうになっているのもいっぱいあるのだけれども、言葉は変なのだけれども、そこもどうかしていくという、今あそこもう現実に、この条例でいえば産業振興と雇用ということに焦点当てているわけで、今ある現状の企業をやっぱり下支えしていく。確かに新しい芽出しはできない、なかなかしにくい業種も私あるというふうに思うのです。そういう意味で、先ほど甲斐市長が今年度やってる佐渡の産業調査、現状を把握してどうするかという意味では、甲斐市長今後の方針も言ったけれども、実態の上でやっぱり取り組んでいくことが必要だと思うし、少なくともこういった条例出すときにこれまで一体どのぐらい、どの程度これ対応があって、今後はどうなのかぐらい私必要だと思うのですが、答弁だけ求めておきます。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変申しわけございません。今まで、今までというのは何年に何件ということではなく、今まで何件あったかということは当然私も報告を受けて、ペーパーはちょっと持っていないのですが、報告受けてあるわけでありまして、原課の課長は当然知っているわけでありまして、怠慢である。大変申しわけございません。

私実は先ほどちょっとご答弁申し上げましたけれども、今企業が一番困っているというのは、新たな部分、複合の部分でどうやって芽を出していくのかということと、それをどうやって流通、マーケティングにつなげていくのかということがあり、もう一つは人材なのです。雇用の関係で人材不足というところがある、これが各企業の社長さんたちからの意見の中で一番大きいわけです。そこのところを何とかやっていかなければならない。そういう点では今回のこれが使える。それから、人材については例のキャリア教育の一環として一緒にやっつけていこうという、この2つをやっている。それから、今までやっているものについては、これは資金対応というものがあるわけでございますので、その中で対応していったらどうだろう、こういうことで分担をしているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 役所言葉で聞くと非常に難しく市民に聞こえると思うのですが、平たくちょっと、こういうふうな考え方も一つの中にあるのかということで聞きます。例えば建設業者が数千万円の農機具を買って農業に参入しようというふうな場合の誘い水の一つとしてかなというふうな私思いでちょっとこれ読んでいたのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えします。

誘い水という言葉がいいのかどうかはちょっとあれですけども、企業の方々も、今までどおりのように従来の業務だけをやっているのではなくて、やっぱり複合的に、こっちがだめだったらこっちというような、そういう視点を持って新たなところに取り組んでいただきたい。あるいは、農業参入も同じことです。しかも、農業参入も今まで米だけをやっていたところに園芸作物を導入するというのも必要だと思ってます。そういうことがやり始めるときのいわゆる力になるということで、ちょっと上手に説明できませんが、そういうことでございますので、それに使ってまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質問です。

その別表の農林水産物等販売及び情報サービス等という既定の事業ですが、これの細則と言っておかしいのですが、この業種というものは具体的にはどういうものを指すのかという説明がないのです。本来ならこれに対する説明書類が附属書類として出てこなければならぬ、私はそう思うのです。もしそれがないものならちゃんとでは説明してもらいましょうと、こういうことだ。こんなわけのわからぬような抽象的な言葉では、奨励条例の内容にかかわることですから、これはきちっとしておかなければならぬ。旅館業というのはわかる、漠然としておっても。しかし、この農林水産物販売及び情報サービス等となると何のものか、これは最初に出してこなければならぬのです、これは。説明資料というやつを出さなければならぬと、俺あるのだろうと思う。あったら出しなさい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

農林水産物等販売業でございますが、地区において生産された農林水産物または当該農林水産物を原材

料、原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたは、そう呼んでおられるけれども、地区外という、ではその販売される区域あるいは販売区域から除外される区域というのはどうなるのだということがこの業種の別表ではわからない。これは、国が定めた準則に基づくものではないのです、これは。わかりやすく言えばこれ佐渡市独自の政策にかかわることなのだ。そういうものならこれをより詳しく説明しなければ議会はわからない、そう思うのです。では、私もうちょっと踏み込んで聞くと、それではこの条例を改正するに当たって、これ改正条例ですから、改正条例をつくるに当たってどういうことを議論をして、この部分をこういう形にして入れようと、そして投下資本を500万以上という金額まで入れておるわけですから、それについての協議経過をお示し願いたい。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） ご説明申し上げます。

この改正につきましては、国、県に基づいておまして、この資本金の規模、投下固定資本の総額は同じでございます。ただし、現行条例につきましては佐渡市は1,000万円ということを規定しておりますが、それにはかかわらずこの業種についてここに書かれているものを対象にするというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら国の要綱をつけて出さない、国の要綱を。これではいよいよわからない。私の聞いておるのは、あなたは上の1,000万の製造業及び旅館業というのを説明しておられるけれども、私が聞いておるのは一番下の制限なしという表の500万円以上という投下資本。農林水産物販売業というのは、農林水産物というのはもともと販売されておるのであって、それがどういう形の販売を行うものについてこの条例の適用を受けるのだということの説明がないではないかと、わからぬではないかと。では、国の要綱、その他を、これはきょうの本会議だけでは俺乾かぬと思うが、議長においてしるべき関係書類を議会に提出するように言うてください。その上で私のところ、委員会は多分私だろうと思っておりますので、そこでまたしっかり審査しますので、その点ひとつよろしく願います。

○議長（祝 優雄君） できるだけ早く資料が届くように手配をいたします。

市長にちょっと申し上げますが、この議案を出してくる担当課が説明ができないということでは困ります。これは、やはり準備段階でもうちょっとしっかり調整をして、議会からの質問に答えられないというのはこれは本当に恥ずかしい話ですから、対応していただきたいと思っております。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど6次産業に移行しようということで果敢に市長が申されていますし、また建設業者についても6次産業を遂行しようということで支援をしているということは、私も心強い思いであります。では、それならばなぜ6次産業に目を向けていかなければいけないか。その状況を、社会状況、それとか財政が困難だとか、今後のあり方を見ての話だと思っておりますけれども、なぜそこまで行かなければいけないかということをお聞かせ願えますか。

○議長（祝 優雄君） 答えられますか。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 済みませんが、6次産業化の必要性でございましたか、質問は。それでよろしいのですね。

いとも、いともという言葉はあれなのですが、今まで佐渡の場合、これは新潟県でも日本でも全部そうでありますけれども、1つのとれたものをそのまま出荷をするということがメインでありました。とれたものが加工されて流通形態に乗かっておいて、それが消費者のところへ届くときにはとれた段階よりも10倍ぐらいの値段が差がつくのはいっぱいあるのです。その差の部分は何とか生産者のほうに取り戻してくるというのがこれからの戦略だと思っています。したがって、それを取り戻してくるためには加工なり、あるいはどういうパッケージをやったらいのかというようなこと、マーケティングの技術、そういうものをしていく、あるいはその間を短くすることが必要であると。これが6次産業化であって、6次産業化の場合は、例えば農業でいうならば生産者が自らそれをやるということですが、それはなかなかできない。したがって、農業と商業と工業、流通業が連携をしてやっていく農商工連携というものがあると。これを進めていくということが大事であるというふう考えております。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 6次産業の話は、今伺ったとおりだと思います。私も感じておりますけれども、いわばこれから建設業についてもほかの業種についても、市の財政が非常に、交付税が落ちてくるということもあわせて、そのことによって業種が困窮する部分が出てくると。それについては、業種の転換とか触手を伸ばすとか、そういうやり方をやらないとこれから生き残れていけないよということの危機感を持ってもらいたいということのあらわれの一つかなと思って私感じているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かにこれから、今国のアベノミクス等がありまして、公共事業に今大きくお金が出ています。しかしながら、国そのものの借金を見ても1,000兆というものをこすっているような状況でありますから、あるいはこれから福祉のほうのお金というのが非常に必要になってまいります。そういうことからすれば、それほどじゃぶじゃぶとなんか流れてくるはずがないと思っております。そういうことからすると、公共事業オンリーという、それに依存するということは、やっぱり危険であるだろう。とすれば、新たなところに手を出していかなければならない。手を出すという言葉はちょっとあれですけども、複合化をやる。それがいわゆる第二創業化であります。ですから、建設業とか製造業とか、そういう業種の方々については第二創業化ということをお勧めをいたしておりますし、一つのやっぱり一番大きな例として、製造業の方が福祉の特養等の経営にも乗り出してくるというもう段階になっていきます。これは、本土のほうでは前からあったわけですが、佐渡においてもそういうものが出てきました。それから、糸魚川のほうでの渋谷建設等については、もともと建設屋でありながら日本海一のワサビの産地、ワサビをつくるということになりました。では、あれと佐渡市の建設業が連携をしてやっていくということだってできるわけです。そういう意味での、やっぱり1つのもので、オンリーでいくのではなくて、いろんなものを組み合わせてこれからはやっていく必要があるのではないかと、そういうことが、これ

は建設業の、県の段階での建設業組合の協議会においてもこの方針は明確に出ておりますので、当然佐渡においても同じことだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 笠井君に申し上げます。今は、政策議論の場ではありませんので、議案に基づいた形での質疑をしていただきたいと思います。あとの問題、あなたの所属の委員会ですから、そこでやっていただきたいと思います。

○7番（笠井正信君） はい。

○議長（祝 優雄君） ありますか。

○7番（笠井正信君） ありません。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） それでは、お願いをいたします。

市長、今のこのやりとりを聞いておって、あなたはどう思いますか。私は、冒頭ガバナンスのない市政だということ言うのは、あなたがやりたいということに枝またをつける課長が全然理解をしていない。それから、あなた自身が課長にこういう目的でこういう考えでいくのだから、よく精査せいと、そういう指導があったというような状況が見えてこない。お願いですが、そういうあれが今後ないようにひとつご指導をお願いをいたしたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 金光君。

○16番（金光英晴君） 先ほどの市長の答弁の中で建設業が福祉産業に云々のときに対象になるようなご答弁だったかと思うのですが、もとの設置条例と今の部分を見ると、建設業が福祉分野には該当にならないのではないかと私は解釈しておるのですが、この基本的なところをちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡の場合は製造業でありますけれども、建設業ではございませんが、佐渡の場合は製造業。それから、本土のほうでは建設業がもう入っているということでございます。いわゆる第二創業化という施策の中で一番大きな、建設業等が大きく入り込んでいる業種は農業であります。その次に多いのが福祉であります。決して福祉に入り込めないということではございません。農業においても農地を取得をしてやっていくということはできません。農地を取得してと、これは農事組合法人とかの法人にならなければだめです。もう一つは、建設業においてもそれなりの福祉法人の資格を取っていかなければだめです。ただ建設業のまんまでやるということではできません。それは当然であります。

○議長（祝 優雄君） 金光君。

○16番（金光英晴君） 私お聞きしているのは、この条例改正によってそれが該当するのかわからないのか。条例そのものの解釈の部分でお尋ねしておるので、県の部分では建設業入っていますよ、でも佐渡市の部分が入っていないのです。そうすると、市長の答弁と矛盾するのではないかという指摘をしているのです。そこをきちっとお答えいただきたいのです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 申しわけございません。私広い意味で建設業が福祉のほうに第二創業化ということのできるのかできないかというふうにとったものですから、そういうお答えをいたしました。そうではないと。今回のこの改正におきましてそれは入っておりません。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 疑問な点について一、二点お尋ねをします。

ケーブルテレビを指定管理に出すということなのですが、ここにも書いてあるように1に指定管理を行う施設については佐渡市ケーブルテレビ放送施設と、こうなっているのです。そこで、場所でいうと真野の行政サービスセンターのところにこれがあるのです。そこで、あそこには、市の職員ではないと思うのですが、アナウンサーとかそういう人たちがいると思うのですが、こういうものの扱いは契約の中ではどうなっておるのですか。

それから、この際ですから、指定管理に出さない場合はどうなのか、出すことによってどういうメリットがあるのか、数字を入れながらご説明を願いたい。2点です。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

まず、現在のアナウンサー、契約社員で3人おります。アナウンサーが2人、それからカメラマンが1人、契約社員ということで派遣になっております。その方たちは、1年間の契約でございますので、指定管理の際には佐渡市との契約は一旦切れるということになります。

それから、指定管理の効果でございますけれども、これから指定管理を出したい業務が加入者の管理、それから行政番組の制作、放送施設の維持管理、施設の設置、これは新規の加入者宅への引き込み工事です。それから、それ以外に市が直営として残す、残さなければいけない業務がありまして、大規模な施設の更新、これが平成26年度から34年度までございます。それから、50万円を超える修繕、50万円以下は指定管理者が行いますが、50万円を超えた場合は指定管理者が行います。それから、公債費の償還、起債の償還があります。それから、平成25年度以前の過年度の未納金がありますので、その徴収は市が継続して行います。それから、道路占用、それから電柱への共架の申請等々の事務は残ります。そこで、全て直営で行った場合でございますが、平成26年度から28年度まで試算をいたしますと、一般会計からの繰入金ベースで約3億8,000万。それから、それに相当する指定管理の指定管理料、それから今ほど申し上げました一部直営の業務が残りますが、それを合わせますと約2億8,200万ということになりまして、3年間でコスト削減効果は約9,800万円と見込んでおります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、現在ケーブルテレビに関係する職員、先ほどは契約社員のことをいうと。

契約社員以外に純然たる市職員という、これが何名おって、指定管理に出すことによって何名が今度は別の部署へつくと、こういうことになろうかと思うのです。その関係はどうなるのですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

現在情報センター室の市の職員は6名でございます。その6名は、また行政サイドの部門に戻って仕事をするとように考えております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 加賀さんの質問のケーブルテレビ、これは高野さんのときに実は兄貴が仕事を出して、弟が設計監理をやると、これはまさにこれ以上の談合ってどこにあるとって大問題になった件なのですが、要するにこの事業は官としては維持していくために民間に出したほうが財政的にも軽くなるし、身軽になったほうがいいというような思いを込めて改正ということに踏み出してきたのか。要するに佐渡には放送事業をやるの鑑札を持ったのは佐渡テレビしかないのだと。したがって、佐渡テレビに入札をしないで見返りなり渡すような、そういうやり方も資格という立場からあっていいのだというようなことで、島外からの入札者を入れないで佐渡テレビにこれを落札したという経緯があるのですが、そういったことを皆さんの引き継ぎや何かの事務系統の中で審議をして、そしてこの事の重大さというようなことを市長を始め、承知をしているのかどうか、そこら辺の内部事情をひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 今ほどのご質問は、今回の指定管理者の選定に当たって佐渡テレビジョンを特定したかというようなご質問の趣旨でよろしいですか。それでよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、甲斐市長の答弁を求めます。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変失礼をいたしました。今回のこのケーブルテレビの件につきましては、過去にそういういきさつがあったということは私自身も聞いております。ただし、今回のものは指定管理制度というものに乗っかって正式に委員も選定をしまして進めているところでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番（大澤祐治郎君） 了解。

○議長（祝 優雄君） 大森君。

○6番（大森幸平君） 今、議会に提案になっておるわけではありますが、私が7月に佐渡市のホームページを見たところ、この問題については平成26年度から実施すべきとして決定事項という形でホームページに

載っておったのですが、それはどこで決定したのですか。お聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

ホームページに掲載されていたものは、平成26年度から情報センター室、ケーブルテレビ事業を民間に出すことを前提に、計画として部署を閉鎖していくという決定がなされたものと考えます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（藤原 淳君） 大変申しわけございません。6月の総務文教常任委員会におきまして、平成26年度から指定管理に出すということをご報告し、その結果掲載したものでございます。

○議長（祝 優雄君） 大森君。

○6番（大森幸平君） 総務文教常任委員会に報告というのも初めて聞いたのですが、しかしホームページに書いてあることは指定管理としてやりますよという、いわゆる26年度から実施すべきとして決定した事項という形で載っているのですよ。だから、どこで決定して出したのですかと私は聞いているのですよ。今現に議案にのってきて今これから論議しようとしているのに、もう7月の段階で決定した事項として出しているのですよ、おたくら。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

議員がおっしゃられておりますホームページの掲載の件ですが、行政改革課のほうで出しておりますアウトソーシング計画、この中に指定管理として26年度から計画にのせてやっていきますということで決定をしたということで出しております。手続は、その後指定管理の手続にのっとりまして今回その提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森君。

○6番（大森幸平君） 計画を立てたという中身であればわかりますが、あそこには平成26年度から実施するとして決定した事項という中に入っておるのですよ。そういう表現になっているのですよ。私は、それで行政改革課長にちょっとおかしいのではないということ指摘したはずなのだけれども、それはどういうことかはよく説明はなかったけれども、私はその指摘の中では、いわゆる職員の労働条件の問題もあるから、そういった問題をきちんとするまでああいふのは載せるべきではないということも指摘はしたはずなのだけれども、職員の問題についてはそこに固定するとして雇ったものではないから、俺たちがどこへやろうと勝手だという、そういう答弁があったのですよ。だから、そういう意味からしてもあの表現は絶

対おかしいですよ。一般市民が見れば佐渡テレビの指定管理というのもう決まったことだというふうにし
か受けとれられませんよ。私自身もそういうぐあいを受けとめましたし。よく見てください、あのホーム
ページ。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

あくまでも行政改革の中の項目として掲載してございますけれども、そういう議員等のご指摘もござい
まして、現在はその文言については修正されておるということであります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） いわゆる行政テレビの業務委託であります。そこで幾つか確認をしておきたいこ
とがあります。

まず1点は、これ先ほど提案理由の説明にもあるように運営に関するいわゆる業務委託です。ですから、
そもそもでいうと市の仕事であるものを運営については民間に委託をするということだろうと思うので
すが、そういうことでいいのか。その角度から見たときに、先ほど説明がありましたが、加入者の管理も任
せる。つまり対市民が、市は佐渡市の行政テレビに加入をしたり、苦情を言ったり、料金支払ったりする
わけです。あなた方は、中の運営だけを基本的には運営委託するのにもかかわらず加入者の管理も任せる
というのは一体どういうことなのか。たしか全員協議会だかのときでいうと、料金については運営する業
者に任せるみたいな話だったというふうに思うのですが、市の仕事の、徴収ですよ、これは、今度は、
料金の。あるいは加入金の徴収ですよ。これそのものは、本来市がやるべきものなのではないのかとい
うことが1点です。

2点目。たしか昨年も公募をしたのだが、結局指定管理料、業務委託料が安くて去年は不調だったとい
うふうに私は記憶をしています。ところが、今年度はどこをどう改善したらこういうふうに業者が受けら
れるようになったのか教えていただきたい。

3点目です。緊急情報、3.11以降の関連で、今ラジオ配っていたり、屋外のスピーカーをケーブルテレ
ビ、光回線使ってやっているわけなのだけれども、そういったものの集中機能というのはここにあるので
はないですか、放送の。それは一体どうなるのか。つまりそこまで、例えば地震があると緊急情報のラジ
オに行ったり、いろんなパターンが今後想定されるわけなのだけれども、そのようなときにその中身につ
いては民間に委託するということなのかどうなのかお尋ねをしたい。

最後、4点目。行政の情報化も含めて、我々個人の民間の情報化もそうなのだけれども、非常に進歩が
早いですよね。つまり何言いたいかというと、現場のこともわかっていないとその進歩に対応できない。
ところが、実際の現場そのものを民間にやるということで、結局行政の情報化やそういった進展に私は遅
れていくのではないかと感じるのですが、その辺はどういう解決をしていくのか、この4点に
ついてお尋ねをします。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

最初の加入者管理は市がやるべきではないかということでございますが、指定管理の制度ではそれを民がやることもできるという制度でございますので、この部分に大きなマンパワーも必要となって、行政の職員の負担にもなりますので、これは民に出したいというふうに考えます。

それから、緊急情報の件につきましては、この設備も確かに情報センターなりにありますけれども、これはきちんと分けをして、それは市が直接管理する形をとりたいと考えております。

それから、改善点でございますけれども、1つは指定管理に移行するまでの期間が出したときには3カ月と非常に短いものでございました。それで、今回の場合は今回の議会で議決をいただきますと6カ月の準備期間がありますので、その移行期間を長くといったということと、あと先ほど大規模な更新が26年度からであると申し上げましたが、前はそれも含めて指定管理に提案をいたしましたところ、非常にリスクが大きいものですから、毎年3,000万から4,000万規模で経費がかかってまいります。そこは、いずれにしても指定管理料で上乗せをしていく必要がございますので、そこは改善をしたという経緯、そういう経緯がございます。

現場の情報化に職員がついていけないかというお話でございますけれども、それにつきましてはそういった部門も情報政策係の中に、若干ではございますが、丸々一人担当というわけにはいかないと思いますけれども、その中にそういった業務は残っているものと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、終わりの方からいきます。今日進月歩、情報化の対応です。これ実際問題現場わからないと対応できないですよ。例えばコンピューターなんかもすごく進歩しているし、タブレット云々ということで、使ってみないとわからないのです、使い方が、実際。本見たってわからないのですよ。そういう意味で、例えば今全国で有名なところでいえば武雄市なんかはいろんなことやっていますよ。それがやっぱりこれ遅れていくのではないかと。私今でも佐渡市のIT化というのは弱いと思っているのですが、本当にそんな一人の担当者も置けないかもしれないということなのだけれども、今の情報化の進展の中で本当にそれで大丈夫なのかというのが1点。

2点目。確かに業務委託、指定管理中で加入者の例えば料金を取るとかできますよ。だけれども、これが私が言ったようにもともとこれは市の仕事を運営について業者に委託するだけのものであるから、対市民との関係は市であるべきなのです、これ。しかも、では苦情とかが出た場合はどこが対応するのですか。それ聞いておきます。

最後。緊急情報の関係は市が管理すると言ったけれども、実際問題あそこに施設あるわけでしょう。人いないわけでしょう。結局3.11以降防災情報だとかそういったものは大事だ、また防災機能を高めるために本庁を建てるとかと言っているさなかに、そこは丸々そっちに出してしまうということに私はなると思うのですが、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

先ほどの苦情はどこが受けるかということでございますが、苦情はもちろん指定管理者にもあれば受けていただくことになると思いますけれども、市のほうで受けた場合もそこはきちんとおつなぎするべきだ

と考えております。

それから、中の緊急情報の機械でございますけれども、確かに無人になりますが、それはふぐあいがあったときにはすぐに駆けつけるような体制をとりたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 合併特例債が延びて、防災機能も含めて、そういった住民サービス高めるために本庁舎建てていく云々というのだけれども、例えば今緊急情報は何かがあったら走っていくというわけでしょう、今の話だと。そんな対応で、私はこれはいけないし、今情報の問題というのはしっかり行政がつかむ、情報をきっちり押さえていかないことにはいろんな意味でこれ私大変なこととなると思うのですが、緊急情報の関係、市長はそういったのも含めて指定管理でいけということでゴーサイン出したと思うのですが、対市民の関係あるいは今言った防災等の情報は、どんどん、どんどん機械は進めているのだけれども、結局中枢の機械のあるところは、無人化とさっき言いました。無人化になって、いざ何かがあったら駆けつけるというのが今の現時点の対応なようですが、市長はどのように考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 緊急情報伝達システムについてのご説明申し上げます。

現在緊急情報伝達システムは、センター装置は真野行政サービスセンター内、情報センター内がございますけれども、CNSの放送設備とは完全に独立しております。ふぐあいがあったときには管理委託をしております会社のほうで管理をするという形になっております。それから、放送につきましては、各支所、行政サービスセンターあるいは消防署に放送卓があります。それから、センター装置から自動的に緊急放送等は流れるということですので、指定管理とは一切関係ありません。独立したものでございます。ただし、ケーブル回線を使っているということがございます。そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 公有水面埋立てに係る意見について（原黒・住吉地内）質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 公有水面埋立てに係る意見について（小木町地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第96号の歳入に関する質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 提案理由の説明にもありましたが、今回大きな問題、歳入でいいますと国庫補助金の地域の元気臨時交付金です。春先からも私議論やってきましたが、先ほど甲斐市長もちらっと触れましたが、アベノミクスの経済対策の一環であります。19億5,621万5,000円ということで、春から言われているように県内でもトップクラスの交付金なわけでありまして。これそのものは、本来市が持とうと思っていたものの公共事業の建設事業の市の負担分の0.8から0.9が来たということになっているのだと思うのですが、つまりこの金が歳出のところで出てくるのでしょうか、この金がどういった事業に充てられるかぐらいの私一覽表みたいのがあってもいいのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと概要を説明を願いたいのが1点です。この1点でいいです。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） ご説明いたします。

地域の元気臨時交付金でございますけれども、この交付金についてはご承知のように国の経済対策、24年度の2月末に決まったものでございますけれども、佐渡市におきましてはそれを受けまして3月の補正予算に国の経済対策に伴う予算として上げさせていただきました。その地方負担分につきまして、国のほうで今議員が言われましたように8割から9割のもので、佐渡市の場合に大体9割近くのもので計算されて来ておりますけれども、その分を今回予算を歳入としてのせさせていただきます。詳細のものについてきょうお渡しすることまではちょっと考えなかったものですから、用意はしてございませんが、この財源充当先については委員会でお渡ししようというふうには準備をしておりましたところですが。歳出の充当先でございますけれども、これは考え方として国の国庫補助事業で国が定めた補助事業の市の裏財源の部分に充てることが可能というものでございますし、あるいは地方単独事業であっても適債事業、つまり起債を発行することが可能な事業に充てることができる。起債を発行できるのだけれども、それを発行しなくてそこにこの元気臨時交付金を充てることができるというようなことで、今回の補正の中でも当初起債を考えておりまして、それをその部分に元気臨時交付金を充てて、その分起債を取りやめを考えているものも今回の予算、補正予算の中にございます。それとあと、26年度、次年度ですけれども、これを次年度にかけていわゆる普通建設事業に充てるための財源として25年度は基金に積んでおくということも可能という国の運用方針が出ておりますので、したがってことし20億近いものを一挙に財源としてつぎ込むのではなく、拾えるものは拾いますけれども、今予算書の上では5億6,000万を財政調整基金のところ一旦積みまして、その分を26年度で普通建設事業費のほうに、もちろんそれも適債事業に限りますけれども、そういうところに充てていきたいということで考えているところです。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この元気臨時交付金については、3月議会からずっとやりとりもしてきたつもりでいるのですが、今概要はわかったのですが、子細のものをぜひ全議員にも出していただきたいというのが1つと、もう一つは今ほどの説明だと約19億のうち5億6,000万円財政調整基金に積むということなだけだけれども、そうすると19だから14億か。14億をつまみ公共事業の佐渡市の負担分に充てるわけですね。答弁にあったように起債をやめてそこに充てるというのがありますから、それをどういった形で充てていくの

か。19億ですから、これ半端な金ではないですよ。アベノミクスでいえば、これを使うことによって、安倍さんのことでいえば、これがそこに当たるから、そのほかの部分をもっと、地域の活性化事業でつなげていくための景気対策という側面が非常に強いわけで、基本的にはこれきっちり使って、ため込むことなく市民のためにきっちり使って、景気をよくするのが基本の趣旨だと思いますが、資料出していただくことを、今の考え方そういうことでいいか確認しておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 資料については、全議員に配付できるよう準備したいと思っております。

それから、先ほどの議員の考え方の関連ですけれども、この交付金というのは我々の立場から考えると3月の補正予算の段階で事業としてはもう既につけた事業がもとになっていると。つまり3月でつけた事業の佐渡市の負担する部分が基本になって今回25年度になって数字が示されたものと。したがって、その事業を全く新たなもの、25年度の新たなものにそれを使っていくという基本的な考え方は持っておりませんが、基本としてですけれども、ただそうはいいまして今回9月補正の中でも幾つか、体育館の大規模改修であるとか、あるいは給食センターの給食の搬入口の改修であるとか、あるいは油圧ショベルの購入であるとか、そういった幾つかのもの、新規のもの出ておりますが、それらについても起債を発行するのではなくてこの元気臨時交付金を充てていくというものは幾つかございますが、基本的な考え方は今申し上げたとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ちょっと聞き捨てならない答弁があったもので、アベノミクスでいうと、課長いろいろ言ったのだけれども、要は本来国のこれがないものと思って立てていた事業で市の負担分がこれでカバーできるわけだから、基本的にはその部分浮くという考え方になるわけです。財務課長、新たなものの考えは持っていないと言ったのだけれども、国の経済対策はいいとは思いませんけれども、今切実な市民の暮らしの要求や要望の中でいえば、やっぱりこういった本来市が丸々持たなければいけない、あるいは借金してやらなければいけないものが交付金という形で来たのだから、その部分は一定程度浮くという考えですから、市民の切実な問題にはこういったものやっぱり、新たなものに使っていないのではなくて、そういったものに充てていくという考えに私立つべきだというふうに思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 追加で説明をさせていただきます。

私申し上げましたのは、あくまでも基本的な考え方として申し上げたもので、例えば先ほど申し上げましたが、これを今年度に丸々財源を必ずしも充てずに、やはり次年度のものにも使うことを考えるべきだろうというところは、まさに今の議員がおっしゃるところの考え方だろうと思います。つまり来年度以降に厳しくなっていくのの一つの備えでもありますけれども、普通建設事業も来年度も当然ながら必要になってきますので、その一つの財源として先ほど言った5億6,000万については財政調整基金に積んで次年度にそれは役立てていく。それから、今年度の部分については、新規のものも確かに今回の補正の中にもまじっておりますが、基本的な姿勢としてやはりこの24年度の3月補正でその部分を大型の補正を組んで、

そして一般財源や起債をそこに財源を充てていったわけですので、そのあたりのものの財源として今回交付金が来たということで、大きな基本的な考え方として今年度は既に当初組んでいるところの既存の事業のところにはまず充てられるものは充てていくということで考えているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 財務課長にしてはまどろっこしい説明だったのですが、このように考えていいのですか。財政規律上はできないことはないけれども、政策上新規のものは今年度はできるだけ取り上げないようにするという市長の姿勢で進めているのだと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員がお話しされたところの説明とほぼ考え方は同じになると思っております。つまり健全な財政規律を守っていくためには、今回示された約20億のものの限度額、その限度額の算定基礎というのは3月に我々が予算を組んだものの裏財源がもとになっているわけでありますが、その示されたものを確かにその20億近いものを新たな事業として組んでいくことも可能ではありますが、それをしたのではやはり健全な財政規律を保っていくことは財政規律上好ましくないだろうという考え方で臨んで計上したものです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 黙っておろうと思ったけれども、変な答弁するから。いいか。そうではないだろう。基本的には、市債を充てておった事業をほぼそれに匹敵するような金額が出てきたから、それを今使うだけの知恵がないから、今までに措置した起債を戻したのだろう。そんな来年度以降にそれを回すなんていうのではないので、率直に言わせてもらえば、この歳入の市債のところでは18億8,400万、これをもとへ戻したのではないか。つまり国から思いもよらぬ金が来たから、それを今すぐに予算化して執行するには準備が足らぬから、とりあえずは今まで出しておった借金、つまり市債をもとへ戻すと、つまり返すと、こういうことなのではないの。そんな崇高な、いや、来年度以降に大きな事業があるから、とりあえずは来年回しましょうなどというものではないでしょう。そこは、明確にしておいたほうがいいと思うのですよ。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 繰り返しになるかもしれませんが、当初で組んだのは確かに起債を充てて予算を組んでおります。ただし、この元金交付金は当然ながら適債事業の財源に充てるべき性質の交付金でございますので、我々が24年度の3月に組んだときに一定の交付金の金額が25年度に入って示されるであろうということは、ある程度の試算は見込みの数字としては持っておりました。ただし、それを示されるまでの間というものは財源的に計上するわけにはいかないと、基本的にはいかないとということで、まずは当初は通常の起債を充てていたところに今回財源的に充当できるところには充当をした。ただし、次年度においても一定のものは用意をしたということでお考えいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら聞くが、これはもう正直に、数字なのだから、言えればいいのだけれども、

当初で18億何がしという起債を起こしてこの予算を組んだと。ところが、その後国から交付金みたいのがごろっと来たから、市債は返すと、もとに戻すと。それで、そのお金使ったということなのでしょう。もしあなたたちが、いや、そうでは、今加賀の言うのとちょっと違うのだというのなら改めて聞くが、それならその20億などというお金を来年は一体どこへ使おうという具体的な計画持っていますか。持っていないでしょう。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 追加説明いたします。

資料については後ほど配付させていただきたいと思いますが、当初組んだ事業の起債ですけれども、その組んだ起債のうち11億8,000万ほどについては、これは幾つ、いろんな起債がありますけれども、その起債に元氣臨時交付金を充てて、その起債については減額したいと、それが11億8,000万ほどでございまして、それから次年度の計画事業ということでございましたが、次年度こういった具体的な事業というものを今現在持っているわけではございませんが、起債のかけられる普通建設事業というのは、当然ながら毎年一定程度必要でありますので、その財源として今回5億6,000万を次年度のために基金に積み立てをしたいというご説明を先ほどしたつもりでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第96号の歳入に関する質疑を終結いたします。

ここで申し上げます。先ほど猪股君から要請のあった案件については、午後一番、再開時に報告をさせていただきます。

これで昼食休憩といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号の質疑の途中ですが、午前中猪股議員から指摘がありました8月21日に発生した河原田本町における火災の件について行政報告を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それでは、先ほどの行政報告に追加をいたしまして、8月の20日火曜日でございますが、に発生をいたしました河原田本町建物火災についてご報告を申し上げます。

今回の火災では、4棟が焼損したわけでございますが、3世帯4名の方々が被災をされました。この火災によりまして被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

この火災におきまして、消防車8台が出勤し、消火に当たったところであります。管轄の中央署の部隊の車両につきまして5台が出勤し、直近の消火栓と河川に部署し、延焼、類焼防止を行ったところであります。後続の応援部隊である各署のポンプ車3台も河川などの水利に部署いたしました。そのうち1台

が地下式消火栓につながろうとした際、消火栓の開閉がかたく、使用することができずにそばにあった石田川に設置をしたわけでありまして、そしてそこから放水をするという事案があったところでもあります。

このことにつきましては、大変なミスであるという視点に立って、報告を受けたときに消防長に対して部隊の訓練、水利確保のための消火栓を含めた施設の点検整備、これを徹底するよう強く指示をいたしたところでございます。

以上、報告案件について報告を終わらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長は、遅ればせながらというようなことで、まさしく市長流に上手に謝っておるようですが、これはそもそも本日の開会冒頭に市長が謝らなければならぬことと、もう一つはいつも市長の大事な部下さんとのコンセンサスが足りないということ私言うておるのは、中央消防署の膝元ですよ。膝元において、では中央消防署の署員はそういった施設のパトロールをやっておるのかやっていないのか。やっておったら当然こんな問題は出てこないはずですよ。少し市長ができがよ過ぎるせいか、職員が脇が甘く、気が抜けておるといような感覚がいたしておるわけですが、本来ならこれ消防長降格問題ですよ。そこへ駆けつけておったって大事なあれが使われなかったなんていうことは、それはありっこないのだし、あってはならぬのですが、それについて戒告ないし訓告ないし、市長はただ口頭で話をしておいただけなのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2日前に私は報告を受けまして、そのことで内容精査をいたしたわけでありまして。その際に、消火栓そのものを点検することになっていたのに点検をしなかった、いろんな理由があったのですが、点検をしなかったということが一番大きな問題であります。したがって、早急に点検をする、もうこれは徹底してやれという指示をいたしたところでありまして、まずそれを最初にやらなければならないと思って私自身は指示を出したところでありまして。

また、10時のときの段階の行政報告に入れなかったということについては、まことに本当に申しわけないわけでありまして、私もここまで頭がなかなか回らなかったという点では非常に申しわけなかったと思っております。今後は、副市長もおりますし、そういう点で職員教育の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これは、褒める話ではないので、これ以上続ける気持ちありませんが、消防長、心してあなたこれを受けとめないで、自ら市長のところへ進退伺っていかねばならぬ話ですよ、これ。危険ということ、これはやっぱりあなたは逃れられません。だから、そういうことで、二度とそういうことが起きないように市長には監督を厳しくお願いをして、これでやめます。

○議長（祝 優雄君） 消防長から説明をさせます。

○消防長（深野俊之君） 今回点検を怠っていたということに対しては、まことに申しわけございませんでした。

なお、消火栓の点検については少なくとも年2回、これを実施することを指示をしております。今回の

消火栓の点検について、2年間近く水を出さないでそのまま放置しておいたということは、まことに申しわけありませんでした。

それで、このたび市長からの指示もありまして、緊急に点検を今実施しておるところです。今回の問題点については、やっていないという申し送りが内部で上へつながっていかなかったということで、その辺の徹底と今後の職員自体意識を改革してしっかりと市民のために尽くす消防になるように努力いたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結をいたします。

次に、議案第96号、歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） 2 点ばかりお尋ねをいたします。

1 点は、民生費の関係で、ページでいうと25ページですが、保育所費の関係で、一番下ですが、保育士等処遇改善事業補助金ということで載っておりますが、保育士の処遇改善ということで非常にいいことだと思っておりますが、これ私立だけというふうに理解してよろしいのかどうなのか。

もう一点は、衛生費の、ページでいうと29ページですが、これ農林関係なのでしょうけれども、トキ推進費の関係です。320万で上がっていますが、できたばかりでどこかまた壊れたりなんかしたのかどうなのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長の説明を許します。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

まず最初の保育士処遇改善事業補助金につきまして私の担当ですが、これにつきましては私立保育園のみが対象となっております。

○議長（祝 優雄君） トキ政策主幹。

○トキ政策主幹（坂田和三君） お答えいたします。

今回計上してございます工事請負費ですが、トキの負傷、それから死亡事故の原因になりますパニック飛びを防止するために、リスクを軽減するために、よしずの追加設置工事、それからカメラ位置の変更とか、議員おっしゃられるように、あとふぐあい箇所の修繕というところを予定しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 保育士の処遇改善ですが、前回も取り上げたのですが、雇用の問題として非常にこれ重要だと思っているわけです。一般的に言うと私立の保育士のほうが給料が低いということを改善す

るというものなのですが、ただ佐渡市の場合、公立の保育園で勤めていらっしゃる非正規の方々のほうが低くなっているというのが現状だろうと思うのですが、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

そのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、これ国の制度なのですが、処遇改善という趣旨からすると佐渡市の場合、そっちのほうも改善していかななくてはならないというふうに精神的には思うのですが、課長はどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

公立保育園の場合には、佐渡市の賃金体系の中で運用させていただいております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を終結いたします。

8款土木費及び9款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

8款土木費及び9款消防費についての質疑を終結します。

10款教育費及び11款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費及び11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

議案第96号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を終結をいたします。

議案第97号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結します。

議案第98号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結します。

議案第100号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結します。

議案第101号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結します。

議案第102号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結します。

議案第103号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結します。

議案第104号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結します。

議案第105号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結します。

議案第106号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結します。

議案第107号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結します。

議案第108号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結します。

議案第109号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結します。

議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに行います。

それでは、議案第110号の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第110号の歳入に関する質疑を終結します。

次に、議案第110号の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費についての質疑を終結します。

2 款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

2 款総務費についての質疑を終結します。

3 款民生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費についての質疑を終結します。

4 款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費についての質疑を終結します。

5 款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費についての質疑を終結します。

6 款農林水産業費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結します。

7 款商工費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結いたします。

8 款土木費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結します。

9 款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結します。

10 款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費についての質疑を終結します。

11 款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

11 款災害復旧費についての質疑を終結します。

12 款公債費から14 款予備費までについての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

12 款公債費から14 款予備費までの質疑を終結します。

以上で議案第110号 平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第111号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結します。

議案第112号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結します。

議案第113号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結します。

議案第114号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結します。

議案第115号 平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結します。

議案第116号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結します。

議案第117号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結します。

議案第118号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結します。

議案第119号 平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結します。

議案第120号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結します。

議案第121号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結します。

議案第122号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結します。

議案第123号 平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結します。

議案第124号 平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結します。

議案第125号 平成24年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第109号まで及び議案第125号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第110号から議案第124号までの平成24年度決算認定の案件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号から議案第124号までの平成24年度決算認定の案件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより決算審査特別委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員として議長において次の8名の諸君を指名をいたします。

1番	山田伸之君	3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	8番	中川直美君	10番	金田淳一君

18番 金子克己君 20番 近藤和義君
以上であります。

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

ご報告します。休憩中決算審査特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に 近藤和義君

副委員長に 中川直美君

以上であります。

日程第6 請願第3号から請願第6号まで、陳情第2号から陳情第5号まで、及び平成
24年陳情第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、請願、陳情についてを議題といたします。

請願第3号から第6号まで、陳情第2号から第5号まで及び平成24年陳情第4号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、11日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 1時59分 散会